

## 電子データの送信による書類の提出等に関する要領

大阪市中心卸売市場業務条例（以下「条例」という。）及び同施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく各種届出、報告、申請、提出等について、電子データを送信する方法により行う場合については、次のとおりとする。

第1条 次の要綱及び要領に定める様式及び添付書類の提出は、電子データを送信する方法により行うことができる。

- （1）卸売業者の許可等に関する要綱
- （2）せり人の登録に関する事務取扱要領
- （3）卸売業者の行う卸売の代行の承認に関する事務取扱要領
- （4）仲卸業務の認定等に関する事務取扱要領
- （5）売買参加者の認定に関する事務取扱要領
- （6）東部市場近郷野菜売買参加者の認定に関する事務取扱要領
- （7）関連事業者の承認に関する事務取扱要領
- （8）卸売業者の取引結果等の報告に関する要領（第1条及び第3条第1項を除く。）
- （9）仲卸業者の卸売業者以外の者からの買入れ報告に関する要領
- （10）青果部卸売業者の奨励金の報告に関する要領
- （11）水産物部卸売業者の奨励金の報告に関する要領
- （12）卸売代金の変更にに関する事務取扱要領
- （13）青果部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱
- （14）水産物部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱
- （15）加工食料品部卸売業務の品質管理の方法に関する要綱
- （16）施設の使用許可に関する要綱

第2条 前条の規定に関わらず、次の書類については、電子データを送信する方法による提出はできないものとする。

- （1）登記事項証明書
- （2）戸籍抄本又はこれに代わる書類
- （3）住民票の写し
- （4）納税証明書
- （5）預金残高証明書

### 附 則

この要領は、令和3年8月1日から実施する。